

「経営者保証に関するガイドライン研究会」(第3回) 議事要旨

1. 日 時：平成25年11月22日(金) 15:00~16:45

2. 場 所：銀行会館 5階講堂

3. 参加者：小林委員(座長)、内池委員、大西委員、奥川委員、新井代理(片岡委員)、菊池委員、新名代理(佐藤委員)、須賀委員、関戸委員、竹之内委員、田村委員、友定委員、中井委員、中村高弘委員、中村慈美委員、中村廉平委員、藤原委員、関口代理(松山委員)、丸山委員、大山代理(本井委員)、山田委員、山野目委員、山本委員、中山代理(和南城委員)

4. 議 題：

○ 経営者保証に関するガイドラインについて

5. 議事内容：

事務局から経営者保証に関するガイドラインおよび同Q&Aについて説明した後、ガイドラインおよびQ&Aの取りまとめに向け、自由討議が行われた。自由討議の概要は以下のとおり。

【経営者保証に関するガイドラインについて】

(委員)

保証債務の整理の手続において、主たる債務について法的整理手続がとられた場合、保証債務の整理の手続は、常に「ロ) 保証債務のみを整理する場合」が該当するという理解でよいのか。

その理解を前提として、「ロ) 保証債務のみを整理する場合」については、主たる債務について法的倒産手続が終結する前に始まる保証債務の整理と、法的倒産手続が終結した後始まる保証債務の整理、この2つのパターンがあるという理解でよいか。

(事務局)

御指摘のとおりである。

(委員)

主たる債務について事業再生ADRの手続がとられたときに、それと一体的に経営者の個人保証の整理手続を始める場合の、支援専門家の役割については、事業再生ADRでいうところの申立代理人を想定してよいのか。

支援専門家は例えば財産の範囲を確認するという手続になっているが、事業再生 ADR で言えば、手続実施者がその任務を行うことを想定しているのか。

主たる債務者の申立代理人が、その経営者の個人保証債務の整理を同時に担当して、一時停止の申出から財産の確認等、一連の手続をするとの理解でよいのか確認したい。

(事務局)

例えば、事業再生 ADR の手続において、保証人の債務整理のために支援いただく代理人弁護士が支援専門家ということになれば、確認業務等もその支援専門家である代理人弁護士にお願いすることになるものと考えている。

(座長)

Q & A の 5-8 で支援専門家には保証人の代理人弁護士や顧問税理士も含まれると明記した。

今のように、各手続の中立的な第三者、事業再生 ADR で言えば、手続実施者ではなくて、申立代理人が支援専門家になって、その支援専門家が申し出た残存資産の範囲について、手続実施者等の中立的な第三者が調整を図るという運用ができるように、Q & A で明確化している。

(委員)

これから実施に向けてのお願いであるが、ガイドラインの「5. 経営者保証の契約時の対象債権者の対応」の「(2) 適切な保証金額の設定」で、対象債権者は「誠実に実施する旨を保証契約に規定する」と記載されているが、どのように保証契約に規定するのか、参考例を示していただきたい。

加えて、ガイドラインの実施のプロセスで照会できる窓口を事務局に設けていただきたい。

(事務局)

意見を踏まえ、今後検討してまいりたい。

(委員)

保証債務の整理の「③ 保証債務の履行基準」の「ただし書き」で「本項(2)のロ)の場合であって、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始したときは、この限りでない」という文章であるが、「この限りでない」というのは、本文に相当するものが何かというのが必ずしもよく理解できない。

(中小企業庁)

主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始した場合には、自由財産の範囲を超えて保証人に資産を残すことについて、債権者にとっての経済

合理性が認められないと考えられることから、残存資産の範囲は自由財産の範囲内となるという趣旨である。

(委員)

税務の取扱いについて、確認をさせていただきたい。

主たる債務の整理終結後に保証債務の整理を開始する場合であるが、事業再生 ADR では、いくつかの事例で、主たる債務の整理のみを行い、それで、附従性で保証債務が消えてしまうと困るので、附従性を切断するような合意を個別に行い、保証債務を残したケースがある。

したがって、仮に主たる債務については、事業再生 ADR 等の準則型私的整理手続で終えたとしても、そこで特段の合意があって保証債務の整理を次に先送りした場合、どのような取扱いになるのか教えていただきたい。

(中小企業庁)

主たる債務を整理する過程において、個人保証まで完全に整理し切れない場合であっても、主たる債務の整理が終結する前に、個人保証の債務の整理を開始し、保証債務の整理についてもある程度見通しをもちつつ、主たる債務の整理を実施した場合であれば、その後個人保証の整理が終結するという形であっても、債権者にとっての経済合理性があるものと考えられるため、基本的には課税関係は生じないのではないかと考えている。

(委員)

中小企業再生支援協議会案件において第二会社方式で計画を作成するときに、保証人の問題もセットで提示していくことになると思うが、これに対して、債権者から、保証人の問題はもう少し詰めさせてくれという意見が出る可能性は相当あると思う。

したがって、第二会社方式の第1ステップである会社分割だけは同意し、旧会社の残した債務は特別清算に持っていくということまでは合意された場合も、保証債務の整理手続には並行して入っているので、第二会社方式の第2ステップである特別清算のところで保証人のインセンティブを折り込んでも問題はないと考える。

ただし、第2ステップの特別清算のところだけ別途、別の準則型私的整理手続である特定調停で処理することも想定されるが、その際にも、インセンティブの分も引き継いで特定調停の方で処理するというイメージを持っているが、これで問題はないと考えてよいか。

(中小企業庁)

最初のケースは、ご意見のとおりでよいのではないかと考えるが、後者のケースは具体的に想定していなかった。基本的に問題ないと思われるが、改めて

検討する。

(座長)

主たる債務者について、事業譲渡、会社分割、特別清算等をした後に、保証債務についての特定調停等をする場合、主債務の整理と保証債務の整理の間隔については、どの程度の間隔となるのか。

(委員)

大体半年から1年の間隔になると考える。いずれにせよ、主債務の整理までに保証債務の整理にも着手しているという前提は変わらないので、特段問題はないものと考えている。

(委員)

保証債務の弁済計画に財産の状況を記載する場合、当該財産の評価の基準時は、「保証人に対する一時停止の効力発生時」となっている。

他方で、弁済計画には、保証人が「準則型私的整理手続の申出の時点」において保有する全ての資産を処分・換価して得られた金銭をもって、全ての対象債権者に弁済を行う旨を記載することとなっているが、これらの用語の使い方については統一しては如何か。

(座長)

検討する。

【経営者保証に関するガイドラインQ & A】

(委員)

税務上の取扱いについて、保証債務の整理開始のタイミングが、主たる債務の整理終結の前か後かで結構重要な違いが生じる。

そこで、終結というのは、法的倒産手続で言うならば、どの時点を考えているのか教えていただきたい。

(座長)

考え方として、終結の意味は法的手続の終結ではなく、主たる債務の権利変更、債務免除等が確定し、その効力が発生した日というコンセプトである。今回新たにQ & AのQ7-21で、主たる債務の整理が私的整理手続の場合と法的手続の場合に分けて回答を記載した。法的手続であれば、再生計画等が認可された時点、即ち、権利変更が発生した時点となると整理している。

(委員)

Q & AのQ7-4の関連で確認させていただきたい。

最近、中小企業再生支援協議会の案件では、第二会社方式というのがあり、グッド会社とバッド会社をつくって、グッド会社は再生をさせていくので、同社の個人保証は免除になると思うが、一方、バッド会社は、多分特別清算手続等によると思う。その場合、バッド会社の回収見込み額の算定はどのように行えばよいのか。

第二会社方式の場合もケース分けをして整理をしていただければ、ガイドラインの運用の実効性が一層高まるものと考ええる。

(中小企業庁)

第二会社方式の場合の回収見込み額の算定方法については、Q & Aで明確化したい。

(委員)

Q & AのQ8-3の広報、周知活動については、現場の金融機関職員あるいは中小企業経営者等々にまでよく行きわたるように、分かりやすいパンフレット等があるとよいのではないかと考える。事務局において検討いただきたい。

また、Q & AのQ4-1等において、公認会計士や税理士等の外部専門家により法人個人の一体性の解消に関する主たる債務者の対応状況を検証することが想定されているが、当該検証に関する統一的な基準、考え方、書式等について、関係団体等において検討いただきたい。

(事務局)

広報、周知活動については、御意見を踏まえ引き続き検討していきたい。

(委員)

Q & AのQ4-2は債務者である法人と保証人である経営者の資金のやりとりに関するものであり、社会通念上適切な範囲を債権者が個別に判断するのは難しいため、一定の判断基準を提示していただきたい。

(事務局)

この点に関しては、企業の個別性であるとか、業態、業種によって変わり得る部分でもあり、何らかの具体的な判断基準が示されたことによって、却って金融機関における与信判断の柔軟性を損なうことが危惧される。

(座長)

債権者の融資判断においては、案件毎の個別性が重要ではあるが、必要に応じて公認会計士や税理士などの外部専門家による検証結果等を踏まえることに

より、より客観的に社会通念上の適切な範囲の判断が行われ得るものと理解している。

(委員)

Q & AのQ7-5の「適切な準則型私的整理手続」には、中小企業再生支援協議会が含まれるとの理解でよいか。

(中小企業庁)

今後、同協議会とも相談をしながら、対応を検討したい。

【ガイドライン等の周知活動等】

(委員)

本件の適用開始日は公表後2か月を経過した日を想定しているとのことであるが、周知・準備期間としては厳しいので、もう少し弾力的な運用ができないか。

(事務局)

新しい制度の運用を開始するに際して、一定の周知・準備期間が必要であるという御意見は理解できるが、一方で、この新しい制度を1日も早く実施すべきという考え方もあり、適用開始日はこれらのバランスを踏まえたもの。

周知期間中に、説明会の実施、雑誌等への寄稿、参考例の提示等、事務局としてもできる限りの対応はするので、このスケジュールで理解いただきたい。

(委員)

商工会、事業者側の立場から見ても、非常によい内容のガイドラインであり、金融機関との関係においてもガイドラインの存在は重要である。

ただし、今後、このガイドラインが適用され、いろいろな実績が積み重なってくる中で、ベストプラクティスを還元し、さらにそれらの事例を踏まえ、ガイドラインの内容を更新していくプロセスの整備が必要である。

また、普及促進に当たっては、総務も経理も非常に脆弱な小規模事業者が分かりやすい方法を是非検討していただき、その際に、商工会や商工会議所等の支援団体や関係機関を利用していただきたい。

(座長)

このガイドラインは利用されないと意味がないので、是非多くの方に利用していただきたい。

そのためにも成立後に周知活動が必要であり、さらには実際の利用状況のフォローや、相談窓口の整備も重要である。

(事務局)

日本商工会議所及び全国銀行協会が共同で事務局となっているので、双方の業界に広く浸透するように、引き続きその周知活動の在り方について検討したい。

また、今後、運用していく中で問題が生じた場合に備え、基本的に、今の事務局の機能はガイドライン成立後も引き続き維持していきたい。今後、ガイドラインの見直し等の機運が高まってきた場合には、各委員にお諮りしながら、適切に対応してまいりたい。

(委員)

ガイドラインの策定は大変意義があり、これにより、一生懸命事業をやって、悩み苦しんでいる中小企業にとっても、再生なり、再チャレンジへの大きなインセンティブになると思う。

このガイドラインを補足して、実効性を高めるのがQ&Aの役割だが、時代にマッチするよう必ず数年おきに見直しを行い、充実を図っていくことが重要である。

また、ガイドラインの運用に当たっては、金融関係者だけでなく、一般債権者も含めた多くのステークホルダーに、応分の理解を得なければならないので、これをどのように周知するかが大きな課題になってくる。

(座長)

成立後の周知活動、さらには実際の運用を踏まえたガイドラインあるいはQ&Aの見直しが重要だというのは、そのとおりだと認識している。

(委員)

周知活動に当たっては、中小企業サイドの組織、機関の利用も検討していただきたい。

(座長)

周知活動の際に、参考にさせていただきたい。

(委員)

個別行としても、このガイドラインの趣旨に則り、しっかりと対応してまいりたい。

また、ガイドラインの実効性の検証の重要性については同感であるが、金融機関の取組状況については、個人保証を外した件数が何件とか、そういう結果・数字に注目するというよりは、きちんとガイドラインに則って運営されているかという中身を検証するのが重要だと考えている。

(事務局)

数字を追い求めるというよりは、まさにこのガイドラインの趣旨がきちんと周知徹底され活用されているということが重要であり、それらについて検証していきたい。

(委員)

ガイドラインの運用状況の検証は重要だと十分理解しているが、金融機関の現場の戦力を検証のためではなく、ガイドラインの活用投入していきたいと考えているので、検証に際しては、関係者の負担にならないように配慮いただきたい。

(委員)

どうしたら経営者保証なしで融資が受けられるか、どうしたら資産の分離ができて、既存の保証債務を見直すことができるのか、といったレベルのことから、中小企業の課題を解決していかなければならないのではないかと。

かみ砕いてあって、本当に消化できるような情報以外は情報ではないというのが中小企業の実態なので、きちんと金融機関の営業店から取引先に説明できるようにしていただきたい。

(委員)

金融実務としては、2カ月という周知・準備期間内に帳票の改刷、説明マニュアルの整備等一連のものを変更することになるため、スケジュールは相当タイトであるが、鋭意取り組んでいきたい。周知活動についても、中小企業サイドと目線を合わせながらスムーズに実施していきたい。

(委員)

保証協会としては、金融機関との協力が必要不可欠なので、これからいろいろ相談させていただきたい。

(座長)

本日の議論も踏まえた本ガイドラインとQ&Aの最終的な取りまとめについては御一任いただきたい。

なお、今後、修正等がある場合には、各委員に資料をお送りするので、修正内容を御確認いただきたい。

(「異議なく了承」)

(事務局)

ガイドライン及びQ & Aは、今後、税の取扱いについて税務当局の確認が得られた後、本研究会の事務局である日本商工会議所及び全国銀行協会のホームページで公表するとともに、記者会見も行いたい。なお、公表に際しては、別途、各委員にもその旨を案内させていただく。

各委員には、精力的な議論にお力添えをいただき御礼申し上げます。

その後、オブザーバーである中小企業庁及び金融庁と小林座長から、以下のとおり挨拶があった。

(中小企業庁)

座長及び委員の皆様の御努力に対し、感謝申し上げます。

個人保証の問題を解決する手段として、このガイドラインの策定は、大きな一歩であると考えている。ただ、本日の議論でも、いろいろ御指摘いただいたように、このガイドラインが実際に利用されなければ、意味がないため、行政当局としても、周知活動を積極的に行っていきたい。

加えて事務局、関係団体の皆様にも引き続き御尽力いただき、是非、これを周知徹底していただきたい。

また、本日の議論にもあったガイドラインの利用状況の確認、それを受けてのガイドライン及びQ & Aのリバイス等についても引き続き御協力いただきたい。

(金融庁)

座長及び委員の皆様の御尽力に対し、御礼申し上げます。

関係者の皆様により本ガイドラインの運用が推進され、債務者・保証人・債権者間の信頼関係が適切に構築されていくことを期待している。

当局としても、中小企業庁とともに、このガイドラインの周知、広報を行っていききたい。

また、本ガイドラインが積極的に活用されることにより、我が国の融資慣行として定着していくことが何よりも重要なので、そのためにも、ガイドラインの運用状況や関係者の取組状況を注視するとともに、より積極的な対応が図られるよう促していききたい。

ガイドラインの適用開始に向け、準備体制の整備に取り組むようお願いしたいと思う。また、準備体制が整った金融機関の方々には、適用開始の時期を待つことなく、できるだけ早期に本ガイドラインの適用を開始されることを強くお願いしたい。

(座長)

この研究会は、前身の在り方研究会を踏まえ、第1回研究会を8月7日に開

催し、その後、ワーキンググループを含め、9回を開催した。各委員の皆様には、業務繁多のところ、本ガイドライン及びQ&Aの取りまとめに御尽力いただき、御礼を申しあげる。

ただし、このガイドラインがしっかりと周知され、我が国の融資慣行として定着することが重要なので、引き続き、利用状況を検証し、それを踏まえ、必要に応じ、見直しを行っていく必要がある。

今後、このガイドラインが中小企業の創業、事業承継、事業再生等の一層の促進に寄与するとともに、国民の経済生活の向上に資することを期待したい。そのためにも、皆様方の引き続きの御理解と御協力をお願いしたい。

以 上